

第4章 低所得者

1 主な施策・事業

1 生活保護

生活保護とは

家計を支えていた人が亡くなったり、何らかの事情により収入が途絶えたりして生活が困難となった場合、その程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障しながら、一日でも早くご自身の生活を支えられるようにするための手助けをする制度です。

問合せ先 各区役所保護課（青葉区においては保護第一課・宮城総合支所管理課、太白区においては保護第一課） [→P108](#)

保護の要件

- ・働ける人は、能力に応じて働くこと
- ・資産は、生活維持のために活用すること
- ・年金や手当など、他の制度で給付を受けることができる場合は、それらの制度を活用すること

これらの手立てをして、それでもなおかつ生活ができない場合で、厚生労働大臣の定める最低生活費の基準額に満たない場合に、保護が適用されます。生活困窮に陥った原因は問いません。

以下は保護に優先して行われます。

- ・親、子、兄弟姉妹・前夫（子の父）・前妻（子の母）などから援助を受けられるときは援助してもらうこと

保護の種類

厚生労働大臣の定める保護基準に基づいて計算される世帯の最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、不足分が保護費として支給されます。

- 生活扶助……衣食、光熱水費などの日常生活に必要な費用
- 住宅扶助……家賃、地代、借家の場合の更新手数料などの費用（一定の上限があります。）
- 教育扶助……義務教育に必要な学用品代、給食費などの費用
- 介護扶助……介護保険などの給付対象となるサービスを受けるのに必要な費用
- 医療扶助……病院にかかるのに必要な費用
- 出産扶助……出産の費用
- 生業扶助……就労に必要な技能を修得するための費用、高校などの就学に必要な費用
- 葬祭扶助……葬式を執り行うための費用

※このほか、入所させて生活扶助を行う救護施設等があります。

標準世帯の生活扶助基準額 令和5年3月31日現在（1級地-2）

標準（3人）世帯………夫（48歳男）、妻（43歳女）、子（15歳）

基準生活費 （食費、被服費、光熱水費等） 147,420円	+	その他加算されるもの （児童養育加算） 10,190円	=	157,610円
-------------------------------------	---	-----------------------------------	---	----------

※ このほか、必要に応じて妊産婦、障害者などの各加算が上積みされます。

※冬季（11月から4月まで）は、冬季加算が上積みされます。

2 就学援助

就学援助制度

仙台市立小・中学校及び仙台青陵中等教育学校（前期課程）の児童生徒の保護者で、次のいずれかの理由に該当する方に対し、学用品費・給食費・修学旅行費などの費用の一部について援助を行っています。

- ①生活保護の停止・廃止
- ②児童扶養手当の受給
- ③市民税の非課税・減免（非課税は18歳以上の家族全員が障害者手帳を所持しているか、寡婦またはひとり親の場合のみ）
- ④国民年金保険料の免除または納付猶予
- ⑤国民健康保険料の減免
- ⑥個人事業税・固定資産税の減免（家屋新築による固定資産税等の減免は対象外）
- ⑦生活福祉資金の貸付を受けている
- ⑧その他経済的理由で年間の総所得が一定額以下

※仙台市に住所を有し、国、県または、他市町村立小・中学校に在籍している方は、教育委員会にご相談ください。

問合せ先 各仙台市立小・中学校、仙台青陵中等教育学校

仙台市教育委員会学事課 電話 214-8861 FAX 264-4428

3 貸付

生活福祉資金貸付制度

収入の少ない世帯、心身に障害のある方や高齢者が属している世帯に対し、低利子（年1.5%）または無利子で資金の貸付と必要な支援を行うことにより、世帯の経済的自立と生活の安定向上を目的とする制度です。

○貸付には審査があります。

○原則として、連帯保証人が必要です。

※ 連帯保証人を立てられない場合でも、資金の種類によっては貸付を申し込むことができます。

○他の貸付制度の利用が優先です。

○総合支援資金と緊急小口資金の貸付にあたっては、原則として生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業のご利用が要件の一つとなります。

○民生委員が援助活動を行います。

○東日本大震災により被災した低所得世帯を対象とした「生活復興支援資金」もあります。詳細は→P87

《生活福祉資金の限度額と条件等》

資金の種類		貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人	貸付対象※
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用（貸付期間：原則3か月、最大12か月） 2人以上の世帯 月20万円以内 単身世帯 月15万円以内	最終貸付日から6か月以内	10年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てられない場合は、据置期間経過後年1.5%	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可	低所得世帯
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 40万円以内	貸付の日（生活支援費と併せて貸し付けている場合は、生活支援費の最終貸付日）から6か月以内				
	一時生活再建費	①新たに就業するために必要な支度費・技能習得費 ②生活を立て直すために転居が必要な場合の転居費用・家具什器費等 60万円以内					

資金の種類		貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人	貸付対象※	
福祉資金	福祉費	①生業を営むために必要な経費	貸付の日 (分割による交付の場合は最終貸付日)から6か月以内	20年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てられない場合は、据置期間経過後年1.5%	原則必要 (⑫のみ連帯借受人がいる場合に不要となる可能性がある) ただし、連帯保証人なしでも貸付可	低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯(⑤は障害者世帯のみ)	
		②技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費		技能を習得する期間 6か月程度 130万円以内 1年程度 220万円以内 2年程度 400万円以内 3年以上 580万円以内				8年以内
		③住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費		250万円以内				7年以内
		④福祉用具等の購入に必要な経費		170万円以内				8年以内
		⑤障害者用自動車の購入に必要な経費		250万円以内				8年以内
		⑥中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費		513.6万円以内				10年以内
		⑦負傷または疾病の療養に係る必要な経費(健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費		療養期間が1年を超えないとき170万円以内 1年を超えて1年6か月以内のとき230万円以内				5年以内
		⑧介護サービス、障害者サービス等を受けるために必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費		介護サービスを受ける期間が1年を超えないとき170万円以内 1年を超えて1年6か月以内のとき230万円以内				5年以内
		⑨災害を受けたことにより臨時に必要な経費		150万円以内				7年以内
		⑩冠婚葬祭に必要な経費		50万円以内				3年以内
		⑪住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費		50万円以内				3年以内
		⑫就職、技能習得等の支度に必要な経費		50万円以内				3年以内
⑬その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円以内	3年以内						

資金の種類		貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人	貸付対象※	
福祉資金	緊急小口資金	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ①医療費または介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき ②給与等の盗難、紛失によって生活費が必要なとき ③年金、保険、公的給付金等の支給開始までに生活費が必要なとき ④その他、これらと同等のやむを得ない事由があつて、緊急性、必要性が高いと認められるとき	10万円以内	貸付の日から2か月以内	12か月以内	無利子	不要	低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯
	教育支援費	学校教育法に定められた高等学校、短大、大学または高等専門学校などへ修学するのに必要な経費	高校 月3.5万円以内 高専 月6万円以内 短大・専修学校 月6万円以内 大学 月6.5万円以内	卒業後6か月以内	20年以内	無利子	連帯借受人がいる場合は不要 連帯借受人がつかない場合は必要となることもある	低所得世帯
	就学支度費	高等学校や大学などの入学時に必要な経費	50万円以内 (入学時のみ1回限り)					

資金の種類		貸付限度額	償還期間	償還方法	貸付利子	連帯保証人	貸付対象※
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活費	土地の評価額の7割程度 月30万円以内	契約終了後3か月以内	借受人又は連帯保証人による一括償還	年3%または長期プライムレートのいずれか低い利率	必要 推定相続人の中から1名を選任	高所得の高齢者世帯 福祉事務所が要保護と認めた高齢者世帯
	要保護世帯向け不動産担保型生活費	居住用不動産の評価額の7割程度(集合住宅は5割)		借受人又は相続人による一括償還		不要	

※ 貸付対象：低所得世帯…世帯の収入が一定基準以下の方。

障害者世帯…身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた方がいる世帯

高齢者世帯…日常生活上、療養又は介護を要する65歳以上の高齢者がいる世帯で、世帯の収入が一定基準以下の方。

問合せ先 仙台市社会福祉協議会各区・支部事務所 →P116

社会福祉資金貸付制度

低所得世帯に対し、災害・疾病・出産・その他緊急不時の出費に必要な資金を貸し付けます。貸付の際には、民生委員が援助活動を行います。※ 貸付には審査があります。

貸付条件 本市に6か月以上居住しており、資金の融資を他から受けることが困難で返済が可能であること

貸付限度額 150,000円以内

償 還 貸付の日の翌月から30か月以内。無利子。

保 証 人 1名必要（仙台市内に居住し、独立生計を営み、かつ返済能力を有する方）

問合せ先 仙台市社会福祉協議会各区・支部事務所 [→P116](#)

入学準備金貸付制度

低所得で児童・生徒を養育し、新入学にかかる経費に困っている世帯に対し、入学準備金を貸し付けます。貸付の際には、民生委員が援助活動を行います。※ 貸付には審査があります。

申請時期 1月～3月

貸付条件 本市に6か月以上居住し、現に児童及び生徒を養育し、資金の融資を他から受けることが困難で返済が可能であること（小・中学校は、生活保護を受けている方を除く）

貸付限度額 1世帯 250,000円以内

（公立高校：100,000円以内、私立高校：150,000円以内、小・中学校：各50,000円以内）

償 還 貸付の日から2か月据置後20か月以内（私立高校で150,000円貸付の場合は30か月以内）
無利子。

保 証 人 1名必要（仙台市内に居住し、独立生計を営み、かつ返済能力を有する方）

問合せ先 仙台市社会福祉協議会各区・支部事務所 [→P116](#)

4 その他

仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」

電話 395-8865

生活のことや仕事探しでお困りの方、生活に困窮している方のさまざまな悩みに対して、ワンストップで対応する相談窓口です。スタッフが一人一人に合った支援プランと一緒に考え、課題の解決を目指します。

開所時間 平日 9:00～18:00（土日・祝日・年末年始を除く）

所在地 〒980-0802 青葉区二日町6-6 シャンボール青葉2階

問合せ先 電話 395-8865 FAX 395-6268

仙台市家計相談プラザ

電話 791-7205

家計収支のバランスが取れていないなど、家計に課題を抱える方に対し、家計の状況を適切に把握し、その改善の意欲を高めるとともに、自ら管理ができるように支援します。

開所時間 平日 9:30～17:30（土日・祝日・年末年始を除く）

所在地 ①〒983-0852 宮城野区榴岡2-3-15 花本ビル8階

電話 791-7205

②〒980-0802 青葉区二日町6-6 シャンボール青葉2階

電話 395-8865（仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」内）

住居確保給付金支給事業

離職等により住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として、原則3か月間（最長9か月間）を限度として、賃貸住宅等の家賃相当分を支給するとともに、就労支援員による就労支援等を実施し、再就職に向けた支援を行います。

問合せ先 各区役所保護課（青葉区においては保護第一課・宮城総合支所管理課、太白区においては保護第一課） [→P108](#)

路上生活者等自立支援ホーム

ホームレスの人々に対し、居所や食事などを提供するとともに、自立意欲の喚起・助長を図りながら、生活指導や就労・住居の確保に向けて必要な支援を行います。

問合せ先 各区役所保護課（青葉区においては保護第一課・宮城総合支所管理課、太白区においては保護第一課） [→P108](#)

行旅病人の救護

療養の途も救護もなく、歩行できない旅行中の病人と同伴者を、医療機関等に診療を依頼し救護します。

問合せ先 各区役所保護課（青葉区においては保護第一課・宮城総合支所管理課、太白区においては保護第一課） [→P108](#)

行旅死亡人の援護

住所・居住または氏名不明の引取者のない死亡人の火葬等を行います。

問合せ先 各区役所保護課（青葉区においては保護第一課・宮城総合支所管理課、太白区においては保護第一課） [→P108](#)

無縁故者の埋葬

全く身寄りが無く引き取り者のない遺骨を、仙台市無縁故者納骨堂に埋葬します。

問合せ先 保護自立支援課 電話 214-8160 FAX 214-8576